

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年11月6日

奈良県知事 山下 真

第1 公募に付する調達の内容

- 1 業務名
奈良県公式ホームページリニューアル計画策定業務委託
- 2 委託内容
第4の2により配布する仕様書に示すところによる。
- 3 委託期間
契約締結の日から令和7年3月26日まで
- 4 委託上限額
21,945千円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 公募参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q2 電算業務」及び「Q4 検査・分析・調査業務」の両方に登録がある者であること。
- (7) 平成31年度から令和5年度の過去5年間に於いて、統合的なウェブサイトの構築、改修に関するコンサルティング業務の契約を締結し、誠実に履行した者であること。

第3 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「第2 公募参加資格要件」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (6) 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (7) そのほか不正な行為があったとき。

第4 手続等

- 1 公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）及び仕様書の配布場所、参加申込書及び提案書等の提出先、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎5階）
奈良県総務部知事公室 広報広聴課デジタル広報係
電話番号 0742-27-8056（ダイヤルイン）
- 2 説明書及び仕様書の配布方法等
 - (1) 配布方法
奈良県総務部知事公室 広報広聴課のホームページからのダウンロード
<https://www.pref.nara.jp/1623.htm>
 - (2) 交付期間
令和6年11月6日から令和6年11月27日まで
- 3 質問の受付
2により配布する説明書に示すところによる。
- 4 参加申込書、企画提案書の提出
2により配布する説明書に示すところによる。

第5 受託者の選定

第4の2により配布する説明書に示すところによる。

第6 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細については、第4の2により配布する説明書に示すところによる。